

処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和 6 年介護報酬改定にともない、従来の「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、【処遇改善加算に基づく取り組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること】という要件を満たしている必要があります。要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

「職場環境要件の揭示」（当事業所の取り組み）

両立支援・多様な働き方の推進	☐職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ☐有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当者制度により業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている。
腰痛を含む心身の健康管理	☐短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ☐事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	☐5 S活動（業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ☐業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている。 ☐介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
やりがい・働きがいの醸成	☐ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ☐地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ☐利用者本位のケア方針などの介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ☐ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

加算取得内容

【四季の杜デイサービス】 加算名：処遇改善加算 I 一〇

【四季の杜介護相談室】 加算名：処遇改善加算